

いわき市水道局発注工事をめぐる官製談合事件に 関する顛末と再発防止に向けた取組みについて

いわき市水道局
令和8年2月

もくじ

1	はじめに～作成の趣旨～	P 2
2	事件の顛末	P 3
(1)	逮捕までの主な経過	P 3
	① 水道局の内部調査		
	② 調査確認委員会の調査		
	③ 捜査機関に対する相談・捜査協力の経過		
(2)	逮捕から裁判までの経過	P 7
3	再発防止対策の構築	P 9
(1)	経過	P 9
(2)	水道局における再発防止対策	P 9
	[ハード面での取組み]		
	① 機密情報の管理		
	② 事業者等との対応		
	[ソフト面での取組み]		
	① コンプライアンス意識の醸成		
	② 意識改革に向けた取組み		
	③ 職場環境の改善		
	[制度面での取組み]		
	① 応札・落札状況の分析		
	② 新たな発注制度の検討		
	③ 入札・契約制度の見直し		
	[その他の取組み]		
	① 公益通報制度の周知		
	② 調査確認体制の考え方		
4	参考資料	P 16
(1)	これまで実施した取り組みの経過	P 16
(2)	事件に関する逮捕後のホームページ公表	P 18
5	これから取り組みについて	P 19

1 はじめに～作成の趣旨～

この事件は、令和6年1月18日に行われた「平下平窪配水管（第106-49号外）改良工事（以下「平下平窪配水管改良工事」と表現します。）」の入札において、一部に前年度の積算単価を使用して算出された誤った最低制限価格と同額で落札されていたことに端を発したものでした。

水道局では、同年2月29日に、落札者との契約を解除するとともに、この入札結果に疑問を持ち、内部調査はもとより、外部有識者を交えた「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会（以下「調査確認委員会」と表現します。）」を3月29日に設置し、調査を行いました。

5月27日に開催された第3回目の調査確認委員会で取りまとめられた中間報告では、「水道局職員が情報を漏洩していたという事実は確認できなかったものの、水道局が誤って算出した最低制限価格と同額で落札されていたということは、やはり不自然であると考える。委員会での調査確認には限界があることから、捜査機関への相談が必要である。」と示されました。

これを受け、水道事業管理者は、市長に報告のうえ、6月3日に、この中間報告書を捜査機関に提出し、事態の解明に向けた取組みについての相談を行いました。

その後、捜査情報が水道局内部でも漏れることがないよう限られた数人の職員において、捜査機関の求めに応じ捜査協力を続けてきました。

約1年にわたる捜査の結果、令和7年6月18日に水道局職員が逮捕され、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」と表現します。）違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で7月9日に起訴され、7月25日には加重収賄の罪でも起訴されました。

その後、同年10月30日の初公判で、起訴内容を認めたことから同日結審し、12月16日に、懲役2年、執行猶予4年、追徴金10万円の判決が下されました。

この間、水道局においては、当該職員自身が起訴事実に間違いないことを認めたことから、同年8月6日付で、職員本人を「懲戒免職」とする処分を行いました。また、公判等において、立件された工事を含め過去に行われた6件の設計金額などを漏らしていた事実が明らかになったことから、管理監督すべき立場にあった職員9名に対しても、令和8年2月9日付で処分（減給又は戒告）を行いました。

水道局では、平成15年にも公共工事を巡る収賄の罪により、職員本人に対しては「懲戒免職」の処分を、管理監督者11名に対しても「減給又は戒告」の処分をそれぞれ行ったという事案がありましたが、結果としてこの事実は教訓として活かされませんでした。

このため、このような不正事案を将来において決して繰り返すことのないよう、今回の事件について、これまで確認できた事実関係や調査結果を集約するとともに再発防止策を取りまとめ、苦い教訓として、水道局職員に残し引き継ぐことにしました。

水道局においては、市全体の信頼を傷つけたこの深刻な事件について、改めて市民の皆さんに、心から深くお詫び申しあげますとともに、この苦い教訓を忘れることなく、職員全員が自分事として、信頼回復に向けて綱紀粛正の一層の徹底と不断の再発防止策に取り組んで参ります。

2 事件の顛末

(1) 逮捕までの主な経過

水道局が発注した「平下平窪配水管改良工事（令和6年1月23日付契約）」について、同年2月14日に設計誤り（汚泥処理単価等の適用誤り）が判明し、落札者の決定に変更が生じることになった。この結果、契約相手である株式会社大松興産と協議の上、2月29日付で当該契約を解除した。

その際、水道局では、当該契約の解除に関わって、「なぜ設計単価を誤ったのか」と「水道局が設計単価を誤ったにも関わらず、落札事業者が誤った最低制限価格と同額で落札したのか」などの疑義や、なぜこのような事案が生じたのかについての原因究明を行うことが重要であると判断し、関係者からの聞き取り、それらを裏付ける文書、機器の調査確認等を行った。

一方、水道局のみの内部的な調査確認だけでは不十分であると判断したことから、第三者の視点を加えた客観的な調査確認を実施するため、専門的知識を有する外部有識者に参画していただくとともに、本事案の決裁や確認等に関わった水道局職員を除く、入札契約、工事検査、コンプライアンス遵守などの実務等に精通する職員による調査確認委員会を設置し、客観的、中立・公平の立場からの調査確認に取り組んできた。

調査確認委員会からは、これらの調査を経て、令和6年5月27日に「調査確認委員会での調査確認には限界があることから、捜査機関への相談が必要である」とした中間報告書が水道事業管理者に対し提出された。

これを受け、水道局では6月3日に捜査機関に相談し、捜査情報が水道局内部でも漏れることがないよう、限られた数人の職員による捜査への協力を1年以上にわたり行ってきた。

○事案の原因となった入札案件

工事名	平下平窪配水管（第106-49号外）改良工事	
入札日時	令和6年1月18日 13時30分	
入札方法	一般競争入札（電子入札）	
参加希望者	20者（内辞退2者、入札無効1者）	
落札事業者	株式会社大松興産	
誤りの内容	設計誤り（汚泥処理単価等の適用誤り）	差額62,578円
	・最低制限価格（誤）	50,707,453円（税抜46,097,685円）
	・最低制限価格（正）	50,770,031円（税抜46,154,574円）

※ 令和6年1月23日付で契約したもの、同年2月14日に、他の事業者からの情報提供により設計単価の誤りが判明したことから、契約した事業者と協議を進め、2月29日付で当該契約を解除したもの。

① 水道局の内部調査

職員及び落札事業者などの関係者からの聞き取り、それらを裏付ける文書、機器の調査確認等を行った。

ア 事務処理の時系列整理

調査期間：令和6年3月15日（金）から3月18日（月）まで

調査内容：設計書の作成等にあたり関係した職員の状況（どのような事務を誰がどのように処理したか）、事業者との打ち合わせ等の有無、書類の保管状況等

➡所属ごとに、主に事務を担当した者が作成した調書を水道事業管理者へ提出

イ 職員に対する事実確認調査

調査期間：令和6年3月15日（金）から3月18日（月）まで

調査内容：設計書等を確認することができた職員（17名）に対し、当該設計書に関する役割・権限、情報の管理（内部からの流出、外部からの働きかけ等）、業者との関係などの事実確認調査

※該当した者一人一人が作成した調書を水道事業管理者へ提出

ウ 落札事業者に対する聞き取り調査

調査期間：令和6年3月

調査内容：設計書等の作成事務の時系列整理について、複数回、電話等での聞き取り調査

② 調査確認委員会の調査

調査確認委員会では、なぜこのような事案が生じたのかについて、まずは原因究明を行うこととし、令和6年3月29日に開催された第1回会議において調査確認の対象者や実施方法等を確認し、同年4月から調査を開始した。

調査は、対象となる職員17者に、設計書の管理状況等を聴取するとともに、水道局における積算システムの使用状況など、物的な調査確認も行った。また、落札事業者には積算の状況や積算システム等について聴取るとともに、同工事の入札に参加を希望した事業者のうち落札事業者を除く19者に対し、積算の状況等についてアンケート調査を行った。加えて、調査確認の結果において新たに疑義が生じたものや積算の状況等については、追加の聞き取り調査を行った。

さらに、現状を確認するとともに今後の改善措置を検討するに当たり、令和5年度及び令和6年度に水道局に在籍した全職員190名に対し、法令遵守の状況、さらには職場環境の状況確認等について、アンケート調査を行った。

ア 関係職員（17名）に対する調査

調査期間：令和6年4月4日（木）及び4月5日（金）

調査内容：設計書の管理状況等、委員の聞き取りによる調査

イ 落札事業者に対する調査

調査期間：令和6年4月8日（月）

調査内容：落札事業者事務所内において、積算の状況や単価誤りの原因等、委員の聞き取りによる調査確認及び積算システム（パソコン）の確認

ウ 入札参加を表明していた事業者に対する調査

調査期間：令和6年4月9日（火）から4月15日（月）まで

調査内容：積算の状況等、アンケートによる調査

※本工事に参加を希望した落札事業者を除く全事業者（辞退事業者も含む）

19者のうち、回答は18者

エ 職員に対するアンケート調査

調査対象：全水道局職員（令和5年度に在籍していた職員を含む）

調査期間：令和6年4月26日（金）から5月15日（水）まで

調査内容：法律等に対する意識や法令遵守の状況、職場環境等に加え、不正行為につながるような要求などの項目を、匿名性を担保した電子システムを利用した無記名での調査

オ 事業者等に対する追加の聞き取り調査

調査期間：令和6年5月8日（水）、5月9日（木）及び5月20日（月）

調査内容：調査確認の結果において新たに疑義が生じたものや積算の状況等、委員の聞き取りによる調査

※8者、うち1者は委員による電話での聞き取り調査

力 聞き取り調査の結果に基づく資料等の取りまとめ

確認期間：令和6年5月22日(水)

確認内容：調査確認の取りまとめ

【設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会について】

調査確認委員会の設置

(1) 所掌事務

次に掲げる事項を所掌し、水道事業管理者に報告する。

- ・当該案件に関する事実の調査に関すること。
- ・当該案件の再発防止のために必要な改善措置の検討に関すること。
- ・その他当該案件の調査について必要と認める事項。

(2) 委員会構成

氏名	所属等
緑川 猛彦	福島工業高等専門学校 都市システム工学科教授
磯崎 泰三	弁護士 磯崎法律事務所代表
佐藤 二三男	総務部職員課人材育成改革推進担当(人事課) 法令遵守推進員
白田 真一	総務部工事検査課 技術職育成支援マネージャー
金子 一平	財政部 契約課長
秋山 弓子	R5 水道局総務課 人材育成・防災力向上担当課長
小林 幹世	R6 水道局総務課 課長補佐

*事務局は、財政部契約課、水道局総務課の合同で担う。

(3) 開催状況等

第1回：令和6年3月29日(金) 水道局第1会議室

- ・委員会の概要説明及び調査確認の実施や今後の取り組み等の確認

第2回：令和6年4月19日(金) 水道局東分庁舎西会議室

- ・調査確認の結果及び今後の進め方の確認

第3回：令和6年5月27日(月) 水道局東分庁舎西会議室

- ・中間報告書(案)の審議及び今後の改善措置等検討のスケジュール確認

第4回：令和6年7月5日(金) 水道局東分庁舎西会議室

- ・アンケート調査や聞き取り調査の分析及び具体的な改善措置の検討

第5回：令和6年9月6日(金) 水道局東分庁舎西会議室

- ・具体的な改善措置の検討

第6回：令和6年11月8日(金) 水道局東分庁舎西会議室

- ・具体的な改善措置の検討及び最終報告書(案)の確認

第7回：令和6年11月25日(月) 水道局第1会議室

- ・最終報告書(案)の審議

③ 捜査機関に対する相談・検査協力の経過

調査確認委員会からの中間報告を受け、水道局においては、その内容を精査するとともに、今後どうするべきかを検討し、その結果を市長に報告の上、検査機関に相談することとした。

検査機関への相談は、令和6年6月3日に、水道事業管理者が検査機関に対し、調査確認委員会の「水道局職員が情報を漏洩していたという事実は確認できなかった。しかし、水道局が誤って算出した最低制限価格と同額で落札されていたということは、やはり不自然であると考える。委員会での調査確認には限界があることから、検査機関への相談が必要であると判断する。」とされた中間報告書を提出し、事態の解明に向けた取組みについての相談を行った。

検査機関において、情報漏洩等の事実があった場合には証拠隠滅等のおそれがあるとされ、検査協力は極秘裏に行う必要があった。このため、検査情報等を拡散させることは厳に慎まなければならないと判断し、限られた数人の職員のみが、検査機関の求めに応じ検査協力を続けてきた。

【中間報告書の概要】

- 現在のように、歩掛、設計単価などの多くが公表され、民間積算システムの精度が上がっている状況において、水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することは可能であると判断した。
- 関係者延べ45者への聞き取り調査等の結果、当委員会でできる限りの調査は行ってきたものの、今回の事案について、水道局職員が情報を漏洩していたという事実は確認できなかった。しかし、水道局が誤って算出した最低制限価格と同額で落札されていたということは、やはり不自然であると考える。委員会での調査確認には限界があることから、検査機関への相談が必要であると判断する。
なお、当委員会が行った調査確認の内容は、今後の検査においても有用なものとなり得ると判断されることから、現時点での公表等はお控えいただきたい。

(2) 逮捕から裁判までの経過

令和6年1月18日に水道局が執行した「平下平窪配水管改良工事」に係る一般競争入札に関し、秘密事項である直接工事費等の金額を㈱大松興産に教示して同社に落札させ、公正な入札を妨害したとして、官製談合防止法違反などの罪で令和7年7月9日に起訴された。また、直接工事費等の金額を教示した謝礼として、㈱大松興産の代表取締役から現金10万円の供与を受けたとして、令和7年7月25日に加重収賄の罪でも起訴された。

加えて、令和7年10月30日に、福島地方裁判所において行われた第1回公判における証拠事実に関する意見陳述の中で、元水道局職員が金額を教示した6件の工事名及び受領した金額が明らかになった。

なお、本人は、令和7年12月16日に、懲役2年、執行猶予4年、追徴金10万円の判決を受けた。

○金額を教示したとされた入札案件

No	工事名	入札日 応札者数	契約金額 契約業者	受領金額
1	令和元年度 小名浜島配水管(第224-109号外) 改良工事	R元.9.4 2者	36,982,000円 ㈱大松興産	5万円 (商品券)
2	令和2年度 小名浜島配水管(第224-128号外) 改良工事	R2.10.31 3者	61,055,500円 ㈱大松興産	10万円
3	令和2年度 小名浜岡小名配水管(第245-87号外) 改良工事	R3.1.13 7者	78,487,200円 ㈱大松興産	
4	令和5年度 平中山配水管(第159-1号) 改良工事	R5.6.28 20者	35,940,960円 ㈱剛建	無
5	令和5年度 平下平窪配水管(第106-49号外) 改良工事	R6.1.18 17者	50,747,453円 ㈱大松興産	10万円
6	令和5年度 郷ヶ丘一丁目配水管(第158-87号外) 改良工事	R6.2.29 20者	44,127,584円 福吉工業㈱、くじ	無

※ 令和元年度、令和2年度の工事は、公訴時効の3年が経過している。

【職員逮捕から判決までの経過】

年月日	内 容
令和7年6月18日	逮捕 <ul style="list-style-type: none"> ・入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反 ・公契約関係競売入札妨害
同日 午後6時30分頃	家宅捜索(水道局関係課等) 職員事情聴取及び関係資料押収
令和7年7月9日	起訴及び再逮捕 <ul style="list-style-type: none"> ○起訴 <ul style="list-style-type: none"> ・入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反 ・公契約関係競売入札妨害 ○再逮捕 <ul style="list-style-type: none"> ・加重収賄

年月日	内 容
令和7年7月25日	追起訴 ・加重収賄
令和7年7月29日	本人に対する聞き取り調査
令和7年8月6日	本人に対する処分（懲戒免職）
令和7年10月30日	第1回公判 結審
令和7年11月7日、10日	管理監督者に対する聞き取り調査
令和7年12月16日	第2回公判 懲役2年、執行猶予4年、追徴金10万円の判決
令和8年1月6日	控訴の提起期間が経過し、刑が確定
令和8年2月9日	管理監督者に対する処分

3 再発防止対策の構築

(1) 経過

水道局においては、当該事案の発生直後から、違算を防止するため、積算システムに手入力する項目を削減するとともに、新たに作成したチェックリストや職員からの提案を受けて導入した「ローカルマスター一覧表を活用した採用単価のチェック対策」などにより、担当者はもとより、検算者、決裁者等が確実にチェックできるような体制とするなど、組織全体で様々な対策を講じてきたところである。

一方、調査確認委員会では、聞き取り調査やアンケート調査の結果等を参考に「違算により契約解除となった点」及び「職員による情報漏洩等が疑われた点」の2つの視点から改善措置の検討が進められ、令和6年11月25日に、ハード面・ソフト面・制度面・その他の4つに分けて整理された再発防止対策が提案された。

提案を踏まえ、水道局では出来ることから改善に取り組むとともに、再発防止対策として提案された項目を、同年12月から毎月（令和7年10月から4半期ごとに変更）課所ごとにチェックし局内ミーティングで報告するとともに、有効と思われる再発防止策について水道局内で共有するなど、定期的に状況を確認し、再発防止に努めている。

(2) 水道局における再発防止対策

＜調査確認委員会から提案があった再発防止対策への対応＞

【ハード面】		【制度面】	
①機密情報の管理 ・書類等の管理の徹底 ・机上の整理整頓等 ・入札関係書類等の情報共有者の削減 ・各種システムの管理の強化	実施 実施 実施 実施	①応札・落札状況の分析 ・水道局における分析 ・契約適正化委員会への報告	実施 実施
②事業者等との対応 ・対応マニュアルの周知 ・事業者等の執務室への入室制限等 ・業務用携帯電話等の貸与	実施 実施 実施予定	②新たな発注制度の検討 ・概算数量発注方式 ・入札時積算数量書活用方式 ・D B方式（設計施工一括発注方式） ・設計V E方式 ・施工パッケージ型積算方式 など	実施予定 検討済 実施 実施 実施
【ソフト面】		③入札・契約制度の見直し ・最低制限価格設定方法の変更 ・地域性等を考慮した入札の検討 ・総合評価方式の対象工事の拡大 ・積算内訳書の提出 ・受注制限の検討 など	実施 実施 実施 実施 実施
①コンプライアンス意識の醸成 ・基本事項の確認 ・定期的な研修の実施 ・不祥事防止に向けたリーフレット等の周知 ・不当な働きかけに対する報告の徹底	実施 実施 実施 実施	【その他】 ①公益通報制度の周知 ・現制度の運用確認 ・制度の周知	実施 実施
②意識改革に向けた取組み ・全職員が適切に事務執行できる体制の構築 ・内部統制制度の浸透 ・組織マネジメント力の強化	実施 実施 実施	②調査確認体制の考え方 ・調査体制のあり方の検討 ・第三者機関の協力	検討済 検討済
③職場環境の改善 ・管理職の育成 ・定期的な職員面談等の実施 ・業務の効率的かつ効果的な遂行等 ・定期的な人事異動等の実施	実施 実施 実施 実施		

※「調査確認委員会から提案があった再発防止対策への対応」の表中

『実施予定』は、令和8年度の実施を予定しているもの。

『検討済』は、検討の結果、現時点で実施しないと判断したもの。

- ・入札時積算数量書活用方式

☞主に建築関係の設計に活用されている発注方式で、水道施設工事では効果が薄いと考えられる。

- ・調査体制のあり方の検討

☞同様の事件が疑われる場合には、早急に捜査機関に相談することを原則とするものの、職員自らが、事前に情報の時系列整理や情報の信憑性等の確認を行う調査確認体制については、発生した事案ごとに対応が異なることから、統一したマニュアルの作成等は困難と考えられる。

- ・第三者機関の協力

☞「いわき市契約適正化委員会」は「福島県入札監視委員会」と異なり談合情報への対応状況の報告が含まれていない。このため、当該役割の必要性等について、引き続き検討が必要と考えられる。

ハード面での取組み

① 機密情報の管理

ア 書類等の管理の徹底

- ・鍵付きロッカー等が不足していた課所等においてはロッカーを購入し、機密情報が含まれる書類等をはじめUSBメモリ等の記憶媒体やタブレット端末についても、鍵付きのロッカー等での保管を徹底している。

また、複数人で使用する共有ロッカーについては施錠責任者を定め、特定の職員のみで管理を行うこととした。

イ 机上の整理整頓等

- ・机上の整理整頓や離席時の書類の管理等については、朝礼等でくり返し注意喚起するとともに、気が付いた者が随時声かけを行うなど、お互いに注意することとしている。
- ・長時間の離席時にパソコンの画面を閉じることはもちろん、短時間の離席時でも画面が非表示となるようスクリーンセーバーを活用するなどの対応をしている。

また、スクリーンセーバーの画面も、「設計書のデータ化は起案決裁が必要です。」などの注意喚起を促すスローガンに変更したという事例や、毎週月曜日の朝礼時に、職員自らの言葉で発する積算システムの禁止行為等を復唱することとしたなどの取組み事例が報告されたことから、有効と思われる事例として水道局内で共有した。

ウ 入札関係書類等の情報共有者の削減

- ・入札関係書類等の情報共有者を削減する観点から、案件ごとに職務権限規程上の決裁権者と決裁ルートの確認を行い、必要がないと判断したものについては、これまで合議を必要としていた係等であっても合議を不要とする見直しを行った。
- ・入札伺等の書類は、第三者が容易に見ることができないように定められたルールに基づき、決裁に回している。

エ 各種システムの管理の強化

- ・積算システムについては、これまで関係職員以外は閲覧できないように設定されていたが、人事異動等により個人のパスワードを設定する時には、課所等で取りまとめて報告していたものを、システム管理担当者以外に知られないよう、使用者本人から直接シス

ム管理担当者に報告する方法に変更した。

更に令和7年度からは、システム管理者が仮パスワードを本人に発行し、使用者自らが本パスワードに変更する方法としたことで、使用者本人以外はパスワードを知り得ない管理方法に強化した。

また、積算システムは、システム管理担当者がアクセス履歴を常時監視しており、不審な動きがあれば水道技術管理者に報告し、設計者に状況等を確認することとしている。更に、設計書の電子データ化等の履歴を工事の入札伺に添付し、決裁者が決裁時に確認することとしている。

- ・ 職員共有のフォルダについては、定期的に運用ルールの周知や整理の必要性等を通知するとともに、機密情報が含まれるデータや取り扱う範囲が特定の職員に限られている情報については、パスワードの設定を促している。
- ・ 発注前の工事等に係るデータは共有フォルダに保存せずに、デスクトップや個人用のフォルダに保存するよう注意喚起を行っている。

② 事業者等との対応

ア 対応マニュアルの周知

- ・ 市長部局と合わせて、「契約事務の適正な執行（不当要求への対応、情報管理の徹底、事業者の対応など）」の通知等により、適宜、注意喚起を行っている。
- ・ 新たに「事業者等との対応にかかる基本的なルール」を定め、改めて事業者等との対応のルールを通知するとともに、事業者にも周知を図った。

【事業者等との対応にかかる基本的ルール】

- 1 働きかけ及び不当要求行為があった場合には、厳正な態度で対応すること。また、速やかに所属長等に報告し、複数人での対応に努めること。
- 2 事業者等の執務室への入室制限を徹底すること。悪質な場合にあっては、指名停止措置等を検討するものとする。
- 3 事業者等との打合せや協議（以下「打合せ等」という。）は、原則、水道局内で行うとともに、複数人での対応を徹底すること。
- 4 打合せ等は、必要に応じてボイスレコーダー等による録音を行うこと。
- 5 やむを得ず事業者等の事務所や現場事務所に行く場合には、事前に所属長等に報告するとともに、複数人での対応を徹底すること。
- 6 事業者等からの飲食物等の提供は受け取らないこと。
- 7 事業者等に連絡する場合に、個人携帯電話は使用しないこと。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

（令和7年9月16日付 水道局長通知）

イ 事業者等の執務室への入室制限等

- ・ 名刺入を正面玄関等に設置するとともに、事業者等が目にするような執務室等の入口や廊下などの場所に「関係職員以外立入禁止」の貼り紙を掲示し、事業者等が入室しようとした際は入らないように注意している。

しかし、このような取り組みの中でも、執務室等に入ってくる事業者等がいることから注意しても改善されない事業者については、指名停止措置等を検討することとした。

- ・ 事業者との打合せ等は、オープンな場所で、可能な限り複数人での対応、または、他の職員が身近にいる環境での打合せを実施することとしてきたが、原則、打合せ等は水道局

内で行うとともに、複数人での対応を徹底することとした。

また、働きかけや不当要求行為等を抑止するため、事業者等との打合せや協議時には、必要に応じてボイスレコーダーなどで録音を行うとともに、令和7年度中に配備される録音機能付き電話機を活用することとした。

ウ 業務用携帯電話等の貸与

- ・ 業務用携帯電話等については、技術職職員で構成されている技術委員会により使用にあたってのルールや貸与台数が検討され、令和8年度の導入を予定している。
また、基本的ルールに定めたとおり、現在、事業者等に連絡する場合には、個人の携帯電話は使用しないことを徹底している。

ソフト面での取組み

① コンプライアンス意識の醸成

ア 基本事項の確認

- ・ 水道局では全職員がコンプライアンス研修を受講することとしており、研修により基本事項の周知徹底を図っている。
また、新たに「水道局倫理マニュアル（セルフチェックシート含）」を作成し、事業者等と対応する際の具体的な禁止事項や遵守事項等を職員に解かりやすく周知した。
- ・ 毎年度実施する「入札・契約実務研修」において、当該事務の基礎的知識をはじめ、関係法令等の習得を図るとともに、具体的な不祥事の事例と対策についての確認を行っている。

イ 定期的な研修の実施

- ・ 公正取引委員会の職員を講師に迎えた「コンプライアンス研修」を令和6年10月及び令和7年5月に実施した。また、令和6年12月には、市の法令遵守推進員を講師に迎えて「不当要求行為等対応研修」を開催した。
また、入札・契約実務研修（入札事務の誤りの例、様式の確認のポイント、調査確認委員会の報告書を掲載）など定期的な研修の実施に加え、市長部局や外部団体が主催する研修等にも職員の積極的な参加を促している。
- ・ この事件を風化させない取り組みとして、定期的な職員アンケートの実施や再発防止対策の改善状況のチェック、有効な再発防止対策の局内共有などを継続することとしている。

ウ 不祥事防止に向けたリーフレット等の周知

- ・ 事業者等にも注意喚起が行われるよう、執務室等に公正取引委員会発行のポスターなどを掲示している。

エ 不当な働きかけに対する報告の徹底

- ・ 市の法令遵守推進員を講師として不当要求行為等対応研修を開催し、職員の理解を深めるとともに、「職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応」について依命通達を行い、働きかけ等が発生したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに所属長へ報告することについて周知徹底を図った。

② 意識改革に向けた取組み

ア 全職員が適正に事務執行できる体制の構築

- ・ 毎年度はじめに、業務の内容を整理・共有し、過度な負担とならないような業務配

分・スケジュールを作成している。また、定期的な課内打合せ等により業務の執行状況をはじめ、係員の健康状況等を確認しながら必要に応じて見直しを図り、年度当初の事務分担等にこだわらない業務体制とするなど、超過勤務の縮減及び休暇を取得しやすい環境整備に努めている。

- ・ 設計誤りによる入札中止や契約解除の事案が生じていることを踏まえ、その事案が発生した要因を分析し、その都度、設計内容の確認及び検算作業の強化、業務マニュアルの見直しなどの対策を行っている。

イ 内部統制制度の浸透

- ・ 内部統制とは、「組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして見える化し、把握、分析、評価、対応策を講じることにより、全職員が適正な事務の執行を確保することによって、組織マネジメントの強化や業務の改善、市民からの信頼性の確保等につなげることができる仕組み」である。

内部統制の考え方に基づき再発防止対策をより効果的に講じることができるように、管理職職員に対し、局内の打合せや個人面談等、機会を捉えて繰り返し話し合うよう努めている。

- ・ 水道技術の改善向上を促進し、水道事業及び工業用水道事業の円滑な運営を図るために設置されている水道局技術委員会（委員長：水道技術管理者）において、工事における設計・施工管理の工夫や反省点、違算防止・業務改善・コスト縮減等の課題解決に向けた意見の共有を図っている。

令和7年度は、水道局技術委員会の下部組織である専門部会に新たな2つの部会（設備業務改善検討作業部会、設計業務効率化検討作業部会）を加え、これまでの部会（共通仕様書更新作業部会、設計基準更新作業部会、積算基準更新作業部会）とともに、各方面から業務の再確認と業務改善に向けた検討を行っている。

ウ 組織マネジメント力の強化

- ・ 幹となる業務以外は大胆に見直して削減するくらいの改善意識を持つよう、管理職職員等に対し機会を捉えて促しており、管理職職員が率先して改善していく姿勢を見せるとともに、職員に対する声掛けなどを行っている。
- ・ 日常的に行う業務の疑問点や改善点などについての話し合いをはじめ、アンケート調査や個人面談の機会などをを利用して吸い上げた職員の意見を、水道局における業務改善を推進することを目的として設置されている「業務改善検討会」や局内課所長会議等を活用し、情報の共有を図り、改善対策としての検討を行うことで、組織マネジメント力の強化を図っている。

③ 職場環境の改善

ア 管理職の育成

- ・ 管理職を対象として、不当要求等を受けた場合の対応について研修を実施したほか、定期的に開催する会議の中で情報を共有することで、管理職職員同士が話をしやすい環境を整えるなど、管理職の育成に努めている。

イ 定期的な職員面談等の実施

- ・ 人事評価等に係る個人面談の活用のほか、日常的に、所属内で情報伝達・共有化をするなど、円滑なコミュニケーションを図っている。
また、打合せの場を利用するなど、問題の大小にかかわらず、職場全体で相談できる体制をつくり、上司に報告・相談しやすい環境づくりに努めている。

ウ 業務の効率的かつ効果的な遂行

- ・ 令和6年度、令和7年度と人工衛星を活用した漏水調査を試験的に実施しており、業

務量の削減可能性を含め、当該調査の有効性を検証することとしている。

- ・ 業務の効率化を図るため、給水装置工事申込み等の電子申請等に向けた検討を進めている。

エ 定期的な人事異動等の実施

- ・ 特定の職員が同じ事務を長年担当することを防ぐため、定期的な人事異動に努めるとともに、係間の配置替えや担当事務のローテーションを行うこととしている。
特に市長部局等との人事交流は市全体で考える必要があることから、総務部等と協議を行っているところである。

制度面での取組み

① 応札・落札状況の分析

ア 水道局における分析

- ・ 毎年度末に応札・落札状況を確認しているところである。また、入札及び契約に関する適正な事務の執行を確保するために設置されている契約適正化委員会においても、定期的に応札・落札状況を確認している。

イ 契約適正化委員会への報告

- ・ 契約適正化委員会に対し、定期的に「契約一覧表」で応札・落札の状況を報告するとともに、制度の見直しにあたってもその専門的な見地からの意見を参考としている。
令和6年度においては、工事の落札状況等の推移を分析し、それを参考に制度の見直しを行った。なお、当該制度の見直しにあたっては、関係団体をはじめ、契約適正化委員会の意見も聴取している。

② 新たな発注制度の検討

- ・ 水道施設工事は、積算項目が多く煩雑で、設計積算業務に長時間を費やすければならない状況にあるにもかかわらず、地中に埋設していることから、詳細に設計しても現地状況等により変更が生じることが多くある。

このため、設計業務の効率化を目的として、平面図、標準断面図等から算出した概算数量を用いて発注し、契約後、受注者の現地調査及び設計成果により設計数量を確定した上で変更設計を行う「小規模D B方式（概算数量設計方式）」を用いた老朽管更新工事の発注を令和7年度から試行的に実施している。

さらに、令和8年度からは、標準図書等を定め、これに基づく概略数量等により設計する「概略数量設計方式」等による発注を検討している。

- ・ これまで債務負担行為を活用した発注により「発注時期の平準化」に努めてきたが、導入当初に期待されていた繰越事業の発生は抑制できず、毎年度3割程度が繰越事業となっている。

このため、事業者の施工時期の平準化と発生事務等の効率化を図るために、令和8年度からは、複数本の工事（基本的に同一地区内）をまとめて2年に跨る工期を設定する「継続費」での発注を検討している。

③ 入札・契約制度の見直し

- ・ 令和7年度は、市長部局とともに「変動型最低制限価格制度（ランダム係数）の導入」「総合評価方式の拡充」「工事費内訳明細書の見直し」を行ったほか、水道局独自の取組みとして、「一抜け方式の導入」「地域制限付き一般競争入札の導入」を行った。

- 制度の見直しにあたっては、市の入札参加有資格者名簿登録業者（水道施設）を対象にアンケート調査を実施したほか、管工事協同組合及び電気工事協同組合等の関係団体と意見交換会を実施した。

【その他の取組み】

① 公益通報制度の周知

ア 現制度の運用確認

- 職員アンケート調査において、「実名だと通報者が不利益を被る」、「複数の窓口があれば利用しやすい」、「確実に自身の情報が保護されるのか不安がある」など現制度における利用しにくい点が確認できたことから、通報窓口の拡大（局長室の前に投函ボックスを設置したほか所属長や局長等複数の通報受付先を設定）するとともに、職員がわかりやすいイメージ図を追加するなど手引き等を改正した。

イ 制度の周知

- 研修を通して制度を周知するとともに、働きかけや不当要求行為等を受けた職員は、これまで報告しなくてもよいとされていた「要望等の要件がその場で終了した場合において、改めて対応する必要がない場合」も含め、速やかに所属長に報告（口頭で報告）することを徹底するよう、所属長から周知徹底を図った。

また、改正した手引きにより、不当な働きかけの対象となる行為を明確にし、働きかけがあった場合にはどのように対処すべきか、新たにイメージを作成し、対応記録票は所属長が作成することになるので、職員は所属長等に速やかに報告することを改めて周知徹底を行った。

② 調査確認体制の考え方

ア 調査体制のあり方の検討

- このような事案が発生した場合、早急に捜査機関に相談することが重要である。しかし、相談するにあたり、事前に、職員による情報の時系列整理や信憑性等の確認が必要であり、事案ごとに対応する内容が異なると判断されるため、今回の事案を参考に、その都度、調査確認体制のあり方等を検討する。

イ 第三者機関の協力

- 事案によっては、第三者機関の協力が必須となることから、「契約適正化委員会」など既存の機関の活用について、担当部署とともに検討する。

4 参考資料

(1) これまで実施した取り組みの経過

改善月	改善内容
6年	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約事務に係る適正な積算及び厳正な検算等についての注意喚起(3/11) <p>◇第1回調査確認委員会 (3/29)</p>
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・積算システムに手入力するのではなく、選択式で入力できるよう項目を追加 (87項目をシステムに追加: 現在 <u>2,260</u>項目) (4/1) ・市長部局の通知を受け、適正な事務執行など職員の服務規律の確保等についての注意喚起(4/9) <p>◇第2回調査確認委員会 (4/19)</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局の通知を受け、契約事務の適正な執行 (公開していない情報の取扱い、情報管理の徹底、事業者等の入室制限、事業者等の打合せ対応など) についての注意喚起(5/1) ・新たに、留意事項を記載したチェックリスト (25項目) を作成するとともに、手入力した単価については、「採用単価集計表」及び「見積比較表」を作成し、チェックリストに添付(5/7) <p>◇第3回調査確認委員会 (5/27)</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査協力依頼 (6/3) ・積算システムにおける設計書の電子データ化の原則禁止について改めて周知(6/14)
7月	◇第4回調査確認委員会 (7/5)
9月	◇第5回調査確認委員会 (9/6) <ul style="list-style-type: none"> ・手入力した単価については、「採用単価集計表」と積算システムから出力した「ローカルマスター一覧表」とを照合させることとし、チェック体制を更に強化(9/27)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・設計審査員 (課長補佐等) によるチェック体制の強化 (対面審査の実施) 及び、改めて、設計を担当する全職員に対しての注意喚起(10/8) ・項目を追加したチェックリスト (現在 <u>63</u>項目) による確認の徹底 (随時項目追加) (10/8) ・全職員に対する公正取引委員会 (講師) によるコンプライアンス研修の実施(10/22) ・職員の働きかけへの対応及び公益通報制度に関する研修の実施(10/22) ・財政部契約課が実施した設計積算誤り防止に向けた担当職員説明会 (副市長訓示・契約解除等の事例説明) に参加(10/31)
11月	<p>◇第6回調査確認委員会 (11/8)</p> <p>◇第7回調査確認委員会 (11/25)</p>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局の通知を受け、職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への適正な対応についての注意喚起(12/9) ・法令遵守推進員 (講師) による不当要求行為対応研修の実施(12/18) ・調査確認委員会から提案を受けた再発防止対策の取り組み状況の確認(12/20) (以降毎月実施) ・市長部局の通知を受け、公正な職務の確保など職員の服務規律の確保等についての注意喚起(12/20) ・総務部人事課が実施した公務員倫理・コンプライアンス研修 (管理者向け) に参加(12/23)

7年	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約実務研修の実施（入札事務の誤りの例、様式の確認のポイント、調査確認委員会の報告書を共有）(3/14) ・積算に関わる全職員に対し、改めて積算システムの使用における注意点について周知(3/14) ・人事異動に伴う設計書データの引継ぎについて、改めて注意喚起(3/21) ・入札・契約事務に係る適正な積算及び厳正な検算等についての注意喚起(3/11)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、建設業法の遵守など工事施工における注意事項を改めて通知(4/1) ・建設工事等に係る入札、契約制度の見直し(4/1) <市で統一した見直し> 総合評価方式の拡充 変動型最低制限価格制度（ランダム係数）の導入 工事費内訳明細書の見直し <水道局独自の見直し（試行的）> 一抜け方式の導入 地域制限付き一般競争入札の導入 ・新たな発注制度の検討 小規模D B方式（概算数量設計方式）の導入（試行的） ・市長部局の通知を受け、適正な事務執行など職員の服務規律の確保等についての注意喚起(4/11)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局の通知を受け、契約事務の適正な執行（不当要求への対応、情報管理の徹底、事業者の対応など）についての周知徹底(5/1) ・入札・契約実務研修の実施（入札事務の誤りの例、様式の確認のポイント、調査確認委員会の報告書を共有）(5/21) ・全職員に対する公正取引委員会（講師）によるコンプライアンス研修の実施(5/20)
6月	<p>水道局職員の逮捕 (6/18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事件の再発防止についての周知徹底(市長 6/19 : 水道事業管理者 6/19) ・水道局全職員を対象とした市長訓示及び水道事業管理者訓示(6/26) ・市長部局の通知を受け、契約事務の適正な執行について改めて周知徹底(6/26)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応について（通知）(7/11) ・職員の服務規律の確保等について（通知）
8月	<p>水道局職員本人に対する処分 (8/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の綱紀の肅正等についての依命通達(副市長 8/6 : 管理者 8/6) ・水道局全職員を対象とした「職員への働きかけへの対応及び公益通報制度等研修」の実施(8/26) ・「水道事業職員倫理マニュアル（セルフチェックシート含）」を作成し、職員に周知(8/26) ・工事に関する情報の取扱いについて、改めて注意喚起(8/28)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等との対応にかかる基本的なルールを定め、職員に通知するとともに、事業者にも周知(9/16) ・工事等の請負業者等への指示について、必ず文書で行うよう改めて職員に周知(9/25)
10月	第1回公判 (10/30)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・離職した職員からの働きかけについての注意喚起(11/5) ・財政部策定「談合防止のための十訓」について、職員に周知(11/14)
12月	第2回公判 (12/16)

7年	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市水道企業職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱の改正、及び不当要求行為等対応マニュアルの改正(12/26) ・いわき市水道企業職員等の公益通報に関する要綱の改正(12/26)
8年	
1月	刑の確定(1/6)
2月	管理監督者に対する処分(2/9)

(2) 事件に関する逮捕後のホームページ公表

公表内容	公表日
○水道局職員の逮捕について 水道局職員の逮捕についての市長メッセージ	令和7年6月18日
○水道局職員の起訴及び再逮捕について 水道局職員の起訴及び再逮捕についての市長メッセージ	令和7年7月9日
○水道局職員の起訴について	令和7年7月25日
○職員の懲戒処分について 職員の懲戒処分についての市長メッセージ	令和7年8月6日
○元いわき市職員の官製談合防止法等違反事件に係る判決について 元いわき市職員の官製談合防止法等違反事件に係る判決についての市長メッセージ	令和7年12月16日
○職員の懲戒処分について 職員の懲戒処分についての市長メッセージ	(令和8年2月9日) 予定

5 これからの取り組みについて

水道局では、この事件の原因を当該職員の倫理意識の欠如など個人の資質の問題として片付けるのではなく、業務体制や職場環境等によっては、誰もが同様のリスクを秘めているものと捉え、組織全体の問題として対応すべきものと考えています。

職員の現状を確認するために実施した令和6年度と令和7年度のアンケート調査を比較すると、法令遵守（コンプライアンス）の状況については、職場におけるコンプライアンスの状況（職務上必要な法令やルールに対する十分な確認・理解不足、個人情報の取扱いなど）や不祥事や事件に発展する可能性のある情報を知り得たときの対応について改善がみられました。また、前回37.8%の職員が知らないと回答した「公益通報者保護法」も、今回は知らないと回答した職員が16.0%となり、認知度が21.8ポイントアップしました。また、工事等の契約に関する経験等についての質問でも、前回に比較して、工事等の入札前情報（設計額等）の管理や複数人での事業者との打ち合わせなどが徹底されています。

しかし、まだまだ十分な状況とは言えません。

これまででも情報管理の徹底、職員の意識改革、入札・契約制度の改正などの取組みを進めてまいりました。特に服務規律の確保、とりわけ不祥事件の防止については、機会あるごとに全職員に対して周知徹底を図ってきました。

今回の事案を受け、改めて綱紀粛正の一層の徹底に努めるとともに、今後におきましても、継続して職員の意識調査を行い、現状を分析するとともに、不十分と判断した部分は必要な対策を講じ、職員一人ひとりが、公務員としての自覚と高い倫理観を持って職務に取り組める環境を構築します。

また、信頼回復に向け、全職員が自分事として水道局を改善するという意識を持ち、再発防止に取り組むなど、ガバナンス（組織統治）の徹底を図りながら、水道局全職員が共に全力を挙げて取り組みます。